資料２

支払督促について

１　報告　学校給食費の滞納がある方へ法的措置を行いました。

学校給食費は、私債権であり、滞納処分の例によることができない非強制徴収債権に分類されます。税と異なり質問検査権がなく、自力で差押え処分の執行ができません。債権を回収する手段となるのは裁判手続きを利用するほかありません。時効は２年と短く、早期の対応が必要となります。

この度、再三にわたる催告にもかかわらず学校給食費の滞納が続いている保護者に対し、裁判所より行われる支払督促の申立てを行いました。

申立日　　**平成３０年１１月８日**
申立件数及び金額　**３件　総額　５５７，７９６円**
申立先裁判所　　**川越簡易裁判所**

申立てをした３件のうち１件について分割納付に係る異議の申立てがあったため、民事訴訟法第３９５条の規定により、支払督促申立ての時に「訴えの提起」があったものとみなされ、訴訟手続きへ移行することになりました。

このため、平成３０年１２月議会において「訴えの提起について」の議案を提出し、可決されました。

＊民事訴訟法第３９５条・・（督促異議の申立による訴訟への移行）

２　支払督促を行った相手方

Ｎｏ１　債権額　１７０,３８６円　債権者　男６２歳　女５０歳
平成２８年１１月２日に分割納付の誓約を取り交わすも、誠実な履行がない。異議申立日：平成３０年１２月３日

Ｎｏ２　債権額　３２２,４１０円　債権者　男５０歳
平成２８年１１月２０日に分割納付の誓約をとり交わすも、１度も履行無し。

Ｎｏ３　債権額　　６５,０００円　債権者　男７５歳　女５０歳
平成２８年１１月１１日に分割納付の誓約書を取り交わすも、１度も履行がない。

＊Ｎｏ１～Ｎｏ３はいずれも平成３０年１０月１８日発送の最終催告書（収納対策課発送：配達証明郵便　納付がない場合には法的措置へ移行する旨明記）に対しても反応なし

３　支払督促とは

債権の回収における法的措置の中で、最も簡便・迅速・安価な方法で、一定の期間内に債務者から督促異議の申立てがなかった場合には、債務名義を取得することができ、強制執行の申立てが可能となります。

手続きとしては、金銭等の請求について、債権者（市）の申立てにより、裁判書記官が債務者（滞納者）に支払いを求めるものです。申立ての際には、通常の訴訟のようにあらかじめ議会の議決を受けるが必要がありません。

ただし、債務者から督促異議の申立てがあった場合には、通常訴訟へ移行しますので、その際には「訴えの提起」に関する議案の議決が必要となります。

＊債務名義・・・裁判所が債権の存在と金額を公に確定させた書面。

＜支払督促の流れ＞

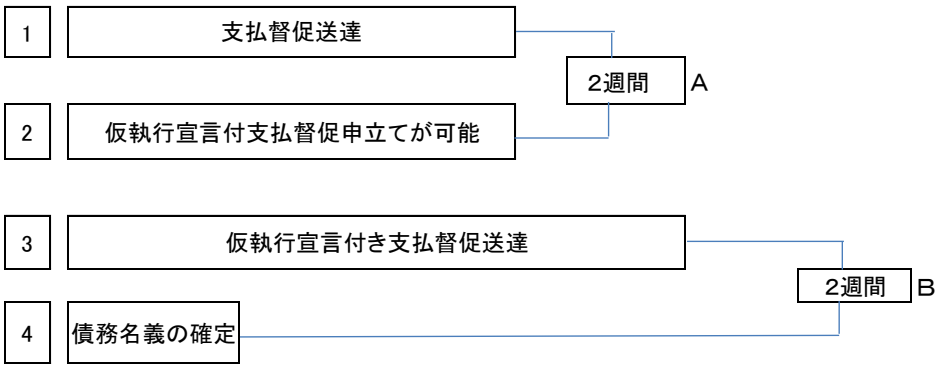

＊AとBの2週間それぞれに債務者は異議申立てが可能

＊仮執行宣言とは・・・裁判所が裁判は確定していなくても「強制執行してよい」という権利・権限を申立人にあたえること。

４　今後の予定

異議申立てのあったＮｏ１について、１回目の弁論期日（裁判期日）が指定されており、それぞれ準備書面等を提出し裁判所において必要な主張、証拠がそろったところで判決期日が決まり判決が下されることとなります。

残りＮｏ２については相手方に支払督促が送達されておりますが、平成３１年１月２８日現在、異議申立は確認されておりません。相手方より異議申立てがあった場合には改めて議会の承認を得る必要があります。

Ｎｏ３については、平成３１年１月２３日に納付があり完納となったため、

平成３１年１月２５日に裁判所へ支払督促の申出の取下げ書を提出しました。